

3 川 監 第 1 4 9 号

令和 3 年 5 月 2 5 日

請求人 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

川崎市職員措置請求について（通知）

令和 3 年 4 月 2 0 日付け川崎市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、次の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

理 由

1 本件措置請求は、請求書及び補正書によると、市は港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第1項第2号の規定に基づき港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること、また、同項第8号の規定に基づき船舶に対する給水、離着岸の補助、船舶の廃油の処理その他船舶に対する役務が、他の者によって適当かつ十分に提供されない場合において、これらの役務を提供することとされているにもかかわらず、毎年度、市と公益社団法人川崎清港会との間の川崎港内（海面）清掃業務委託契約において、油や汚水等に対する安全対策を全く行っておらず、早急に整備するよう求めているものと解される。

2 法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実がある場合に、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止、損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。監査の対象は財務会計上の行為に限られ、広く地方公共団体の事務執行全般に及ぶものではない。

3 この点、請求人は、平成27年の中国船の出火事故や令和元年の中国船の台風による沈没の際の油回収等の措置が行われなかったこと等を理由として、市が川崎港内（海面）清掃業務委託契約において、油や汚水等に対する安全対策を全く行っておらず、早急に整備するよう求める旨の主張をしている。

しかしながら、請求人が主張する港湾区域及び港湾施設を良好な状態に維持するための安全対策は広範かつ多岐にわたる行政事務の一部であり、住民監査請求の対象としている財務会計上の行為には当たらないというべきである。

仮に、請求人がこのことについて財産の管理を怠る事実を主張するものとしても、川崎港内の海面は、港湾法第12条で定められた業務を港湾管理者が実施すべき水域として画されたもので、法第242条第1項の「財産」には含まれないと解される。

4 よって、本件措置請求は、その余について判断するまでもなく、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。